

富山県個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、富山県個人情報保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 富山県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務を処理する。

（1）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年富山県条例第55号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

2 前項の規定によるもののほか、審議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

（1）富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（2）議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（3）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価について、実施機関等（富山県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。）の諮問に応じ調査審議すること。

3 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）による第1項第1号の諮問は、審議会に対して行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

- 第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(審議会の調査権限)

- 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等（第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務について審議会に諮問をした実施機関等をいう。以下同じ。）に対し、法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報（以下これらを「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会長の指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第9条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(議会から諮問された審査請求に係る調査審議手続)

第10条 議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ審議会の行う調査審議の手続は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条から第78条までの規定を準用する。この場合において、同法第74条中「第43条第1項の規定により審査会に諮問した審査庁」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

(資料の提出等の要求)

第11条 審議会は、第2条第2項各号に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関等及び審議会が適當と認める者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(罰則)

第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の禁固刑又

は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に富山県個人情報保護条例を廃止する条例（令和4年富山県条例第54号）による廃止前の富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下この項において「旧条例」という。）第46条第2項の規定により任命された委員は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第46条第2項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(富山県行政不服審査会条例の一部改正)

3 富山県行政不服審査会条例（平成28年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第1項に規定する機関の名称、」を「富山県行政不服審査会の」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 富山県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、法の規定によりその権限に属せられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査請求に係るものを除く。）を処理する。